

佐賀県選挙管理委員会告示第二十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二条第二項の規定に基づく選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日並びに選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供する期間並びに同法第三十条の六第一項の規定に基づく在外選挙人名簿の登録について、在外選挙人名簿に登録した者の氏名、經由領事官（当該在外選挙人名簿に登録した者に係る同法第三十条の五第一項の規定による申請書を同条第三項の規定により送付した領事官をいう。以下同じ。）の名称、最終住所（選挙人が国外へ住所を移す直前に住民票に記載されていた住所をいう。）及び生年月日（当該在外選挙人名簿に登録した者がいずれの市町村の住民基本台帳にも記録されることがない者である場合には、その者の氏名、經由領事官の名称及び生年月日）を記載した書面を縦覧に供する期間を次のとおり定める。

平成二十二年六月二十一日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 松 尾 紀 男

一 選挙人名簿

(一) 被登録資格の決定の基準となる日

平成二十二年六月二十三日。ただし、年齢については、平成二十二年七月十一日

(二) 登録を行う日

平成二十二年六月二十三日

(三) 縦覧に供する期間

平成二十二年六月二十四日

二 在外選挙人名簿

(一) 縦覧に供する期間

平成二十二年六月二十四日